平成28年1月8日	資料2
第17回保険者による健診・保健指導等に関する検討会 第1回特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会	

特定健康診査・特定保健指導に関する検討体制について

厚生科学審議会

第八条第一項　厚生労働大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。
イ　疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項

社会保障審議会

第七条　厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議すること。

労働政策審議会

第九条　厚生労働大臣の諮問に応じて労働政策に関する重要事項を調査審議すること。

※厚生労働省設置法
（平成十一年七月十六日法律第九十七号）

地域保健健康増進栄養部会

健康診査等専門委員会

報告
（中間・最終とりまとめ時等に報告）

さらなる検討が必要な健康診査等について、検討を依頼

医療保険部会

原則、法令改正に値する議案は部会に報告

報告
（中間・最終とりまとめ時に報告を検討）

安全衛生分科会

答申

諮問

特定健診・保健指導

事務局

特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会（健康局）

事務局

保険者による健診・保健指導等に関する検討会（保険局）

連携

事務局

労働安全衛生法に基づく定期健康診断のあり方に関する検討会（労働基準局安全衛生部）

合同検討会

技術的事項

制度的事項